

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	建築指導課

契約業者名・住所	一般財団法人建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
工事等の名称	建築行政共用データベースシステム（ガバメントクラウド環境）利用契約
工事等の場所	松戸市根本387番地の5 松戸市役所 建築指導課
種別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	88,990円
工事等の概要	建築行政共用データベースシステム（ガバメントクラウド）の利用
随意契約の理由	「建築行政共用データベースシステム」は、国土交通省の補助のもと構造計算書偽装問題を契機に大きく揺らいでいた住宅・建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所等の登録情報及び住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムとして「一般財団法人 建築行政情報センター」が開発しました。「建築行政共用データベースシステム」を利用することにより、「事件・事故などが発生するたびに職員が膨大な労力を費やして行ってきた建築物に係る調査・集計業務の迅速化が可能となる。」等、建築行政の迅速化、的確化を図ることができるものとなっているため、随意契約を結びます。